

# 小口

## 墨田区「小規模企業資金(墨田小口)」の利子補給と 東京都「小規模企業向け融資(小口)」の保証料補助の併用について

墨田区の「小規模企業資金(墨田小口)」の要件を満たし、かつ、東京都の「小規模企業向け融資(小口)」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

### 【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名	東京都中小企業制度融資「小規模企業向け融資(小口)」[国の全国統一保証制度]				
融資対象	墨田区小規模企業資金(墨田小口)の利用要件を満たすほか、以下の要件をすべて満たしている方 当該事業を営むために、許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。				
資金使途	運転・設備・併用				
融資限度額	2,000万円(この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付き融資の合計が2,000万円以下になること。)				
償還期間	3年超5年以内(据置期間6か月以内) ただし、設備資金のみの場合 3年超9年以内(据置期間6か月以内)				
融資・償還方法	証書貸付・元金均等返済				
金利	以下のとおり(墨田区が金利の一部を補給します。)				
	<table border="1"> <tr> <td>名目固定金利</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>本人負担率</td> <td>1.0%</td> </tr> </table>	名目固定金利	2.0%	本人負担率	1.0%
名目固定金利	2.0%				
本人負担率	1.0%				
保証	東京信用保証協会の信用保証が必要です。 (東京都が信用保証料の2分の1を補助します。)				

### 【お申し込みの流れ】

墨田区で「小規模企業資金(墨田小口)」の商工業融資申込者紹介書を取得



金融機関に融資申込  
信用保証協会に保証申込



保証承諾・融資実行

墨田区役所へ申込み 紹介書を交付

金融機関に持参し融資申込 信用保証協会へ保証申込

**\* 東京都制度と併用可能かご確認ください。**  
 併用可能な場合は、東京都制度「小規模企業向け融資(小口)」[国の全国統一保証制度]、(略称 **都制度「小口」**)として保証申込み  
 融資可否の決定・実行(東京都が信用保証料を補助)

金融機関が墨田区へ、融資可否の結果を報告

墨田区が年3回(4月、8月、12月)利子を補給(金融機関が請求)  
 詳しくは「商工業融資をご利用の方へ」をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

【区制度・申込に関すること】 墨田区産業観光部経営支援課経営支援担当 電話:03(5608)6183

【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 電話:03(5320)4877